自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人　鳥取県トラック協会

制定 令和４年３月２３日

改定 令和５年３月２４日

（事業の趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図ることを目的とする。

（対象機器等）

第２条　助成の対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、契約もしくは利用開始したものとする。

（助成対象）

第３条　助成の対象は、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が各年度に新たに導入した自動点呼機器に対して助成する。

（助成金額）

第４条　交付する助成金は、対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）上限１０万円とする。

ただし、中小企業（資本金３億円以下又は従業員数３００人以下）の会員事業者は１０万円（全ト協助成金）を加算する。

（交付申請）

第５条　会員事業者は、様式１の「自動点呼機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。

２　前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第６条　鳥ト協は、前条の申請が適切であり、交付を適当と認めたときは、様式２の「自動点呼機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。

２　鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第７条 会員事業者は、様式３の「自動点呼機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下実績報告書」という。）を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

２ 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

（助成金の交付）

第８条　鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、会員事業者へ助成金を交付する。

（財産の処分制限等）

第９条　会員事業者は、交付対象となった機器等の導入日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

２ 鳥ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

（助成金の返還）

第10条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協及び全ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

（附　則）

　本要綱は令和４年４月１日から施行する。

　令和５年３月２４日　一部改正　第１条、第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条